



様式第二十号（第十二条の五関係）

産業廃棄物処理施設設置許可証

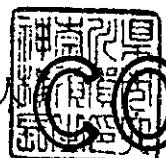
平成28年 5月23日

住 所 横須賀市内川二丁目5番50号

氏 名 株式会社アール・アール・シー
代表取締役 本田 雅昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

横須賀市長 吉田 雄人



COPY

許可の年月日	平成9年9月29日	許可番号	第34号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類	施設の種類:汚泥の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 産業廃棄物の焼却施設 処理する産業廃棄物の種類:別紙のとおり ※混合廃棄物の焼却施設として使用する場合の処理する産業廃棄物の 種類:別紙のとおり		
設置場所	横須賀市内川二丁目2番10号		
処理能力	別紙のとおり		
許可の条件			
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	有・無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

別 紙

処理する産業廃棄物の種類及び処理能力

1. 汚泥の焼却施設

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第3号)

処理する産業廃棄物の種類：汚泥

処理能力： $4.8 \text{ m}^3 / 24 \text{ h}$

2. 廃プラスチック類の焼却施設

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号)

処理する産業廃棄物の種類：廃プラスチック類

処理能力： $2.4 \text{ t} / 24 \text{ h}$

3. 産業廃棄物の焼却施設

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第13号の2)

処理する産業廃棄物の種類：燃え殻、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、動物性固形不要物、施行令第2条第13号に掲げる廃棄物（肉骨粉）

処理能力： $7.2 \text{ t} / 24 \text{ h}$

4. その他

(混合廃棄物の焼却施設として使用する場合)

処理する産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、動物性固形不要物、施行令第2条第13号に掲げる廃棄物（肉骨粉）

処理能力： $71.52 \text{ t} / 24 \text{ h}$